石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令要綱

1　広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第二地区について区域の縮小を行う。（本則関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則関係）